

代議士は此區を多小の區に多小の區に分割し、
外之より多小の區に被服匠匠を提考し、
海兵果之に高き者之を一任也

三、若し時難義義更件

梅宮我其之時被服匠匠に利令、
批二名私に之を高き傍匠匠名、
定

比

寸木岩岩、高同匠匠、向山陸地、向井平

七十一

脱會屋

私考

一向今般堂に相由、依り此會より脱會致し、
付右に後家下し、
六月言

芝之字

理由

此考創之以來、我等一同考す、
座し湯運動に連袂し、
中向上に脱控進せし、
疑也、
名神疑者、